

本検討会開催の趣旨について

1. これまでの背景・経緯

【国際】

- ・生物多様性条約 (CBD) の愛知目標 11:「2020 年までに沿岸域及び海域の 10% が保護地域等によって保全される」
- ・持続可能な開発目標 (SDGs) (2015 年国連持続可能な開発サミット) 目標 14: 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 %を保全する。
- ・国外では、各国により EEZ において大規模な海洋保護区の設定が進行しており、公海においても、国家管轄権外区域での海洋生物多様性 (BBNJ) の保全と持続可能な利用に関する新協定の検討が国連にて進行中。
- ・全世界の国家管轄権内水域の約 14.4%に既に海洋保護区が設定されており、2020 年には 23%を超える見込み (2017 年 6 月 CBD プレスリリース)。

【国内】

- ・沖合域については、沖合域固有の生物もいること、生活史の一部あるいはほとんどが沖合域である種も多いこと、また、多様な海底地形が広がる深海域に特有な生態系があること等の特徴がある一方で、こうした沖合域の自然環境に対しては、人為活動に伴って生じる海底の攪乱等が影響を及ぼすおそれがある。
- ・一方で、生物多様性国家戦略 2012-2020 では「2020 年までに我が国の管轄圏内水域の 10%を適切に保全・管理する」ことを目標に位置付け。
- ・これを受け環境省では、2011～2013 年度に、生物多様性保全のための基礎資料として「生物多様性の観点から重要度の高い海域 (以下、「重要海域」という。)」を抽出。2016 年 4 月に公表。
- ・これらを踏まえ、環境省では特に沖合域に海洋保護区を設定することを念頭に、2015～2016 年度に海外事例などの情報収集を行い、また 2017 年度には有識者による「沖合域の生物多様性保全のあり方検討会」を 3 回開催して議論をすすめて、「沖合域の生物多様性保全のあり方」をとりまとめたところ。

- ・また、第3期海洋基本計画（2018年5月）において、重要海域を踏まえ、これまで設定が進んでいない沖合について、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、具体的な海洋保護区の設定のあり方について検討を行い、海洋保護区の設定を推進することが明記された。

2. 「検討会」設置の目的等

2018年5月28日に開催された第35回中央環境審議会自然環境部会における議題「海洋環境をはじめとする自然環境の保全につき講ずべき措置について（諮問）」において、沖合域における海洋保護区の設定に向けた検討会を今後2回程度開催して、自然環境部会の答申を得ることが了承されたことを踏まえ、実施するものである。

本検討会の実施にあたっては、2017年度にとりまとめた「沖合域の生物多様性保全のあり方」を踏まえ、「沖合域における海洋保護区の設定のあり方」を検討することを目的とする。